

# 平成29年度 第1回 全国健康保険協会熊本支部評議会

開催日時：平成29年5月25日（木）14：00から15：30

開催場所：全国健康保険協会熊本支部 2階会議室

（熊本市中央区水前寺1丁目20-22水前寺センタービル2階）

## 議題

1. 熊本地震への対応について（その5）
2. インセンティブ制度について
3. その他（報告）
  - （1）. ヘルスター健康宣言事業の進捗状況について
  - （2）. 協会けんぽ熊本支部の業務について
  - （3）. 平成29年度運営委員会の主な議題・スケジュール(案)



全国健康保険協会

協会けんぽ

熊本支部

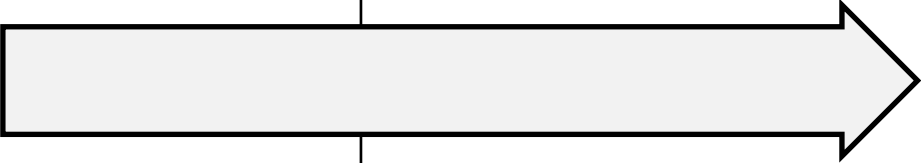
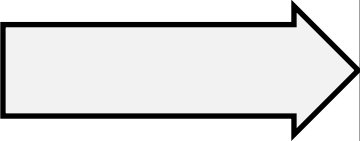
---

# 議題 1

## 熊本地震への対応について（その5）

# 1-1. 熊本地震への対応

## ○ 協会けんぽにおける被災者に対する費用負担等の措置（平成29年3月1日時点）

事項	内容	28/4/14	7/11	29/2/28を <b>29/9/30まで延長</b>
医療機関における一部負担金等の免除（療養費を除く。）	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等の免除について、平成28年7月31日までとしていたが、被災状況等を鑑みて、平成29年2月28日まで延長（※）。 <b>更に平成29年9月30日まで延長。</b>			
任意継続保険料の納付期限延長	被保険者からの申請に基づき、平成28年5月分（納付期限5月10日）及び平成28年6月分（納付期限6月10日）の保険料の納付期限延長については、平成28年7月11日で終了。			

（※）平成28年10月以降、免除を受けるためには、保険証のほか、協会けんぽが発行する免除証明書を病院や薬局の窓口で提示する必要がある。このため、協会けんぽでは、平成28年8月から免除証明書を発行している。  
また、一部負担金等の免除対象となる加入者が、既に病院や薬局の窓口で一部負担金を支払っている場合は、申請により還付する。

## 1-2. 一部負担金等免除・還付申請書の受付審査状況

### 【九州ブロックにおける審査支援体制について】

○免除審査：平成28年8月から平成28年10月14日まで

○還付審査：平成28年10月から平成29年3月21日まで

### 【熊本支部における審査体制について】

○免除・還付審査：平成29年4月から契約職員4名採用、端末を4台増設

### 【受付審査件数】

(平成29年5月2日現在)

	受付件数	審査件数	進捗率
免除申請書	23,444件	23,335件 (39,211枚)	約99.5%
還付申請書	13,567件	12,143件	約89.5%

---

## 議題 2

# インセンティブ制度について

全国健康保険協会運営委員会（第83回）資料参照

## 2-1. インセンティブ制度についての評議会及び支部長の意見

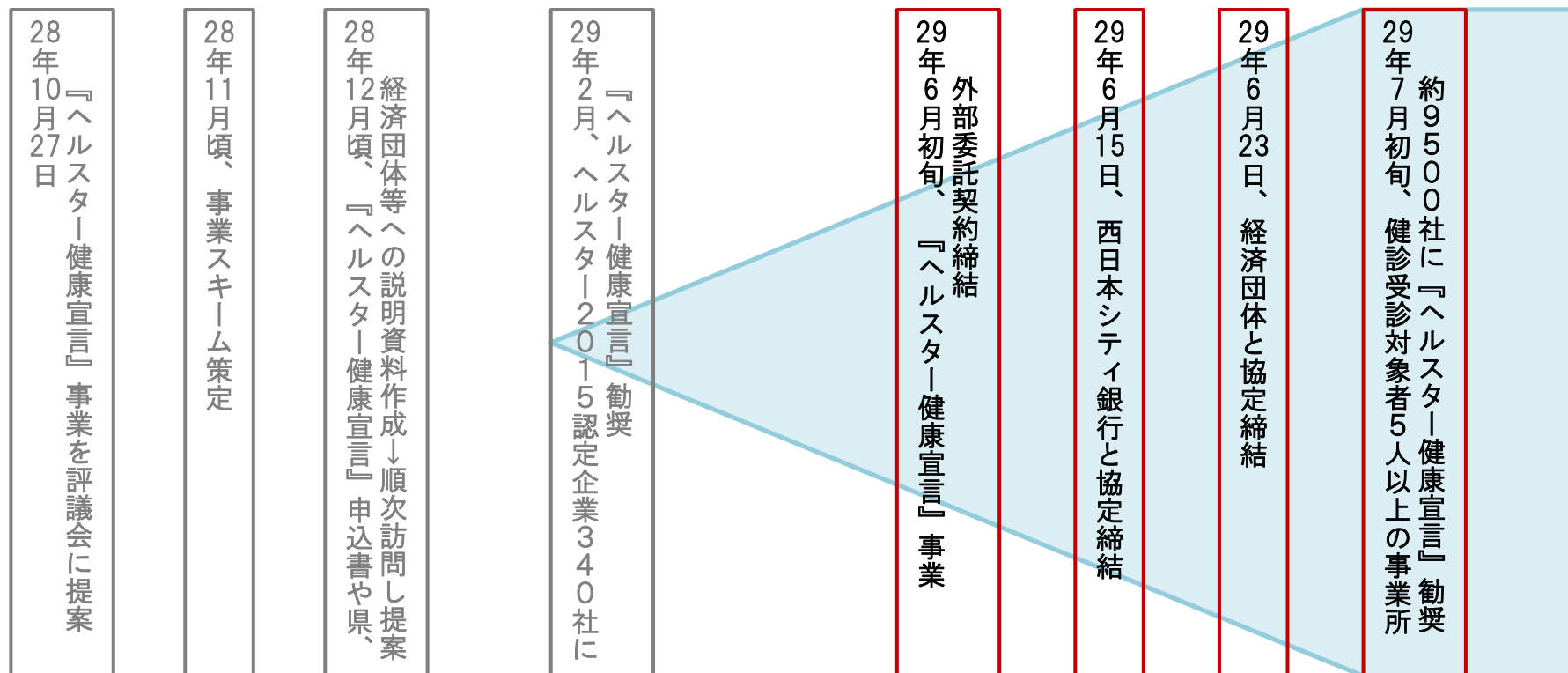
意見区分	意見内容	意見者
評価指標の選定	<p>支部ごとの競争は大事だが、本質は個人の医療費の問題。支部単位ではなく個人単位で考え、受診にポイント制の仕組みを導入してはいかかが。例えば医療機関を受診していないならポイントを付与するなど。</p>	事業主代表
	<p>反対はしないが、インセンティブを設定するという考えのプロセスがおかしいのではないかと。評価指標を達成したら、健康づくり事業をやりやすくする環境整備をするなどの予算を支部に付ける。プラスマイナス0というのではなく、予算は保険料率算定の枠外に持っていくべきではないかと。</p>	被保険者代表
	<p>各支部の努力をより一層促す制度。受診率の低い企業に、協会けんぽがより働きかける意味で評価できる。</p>	学識経験者
	<p>取り組んだところはプラスの予算を組むとかがいいのでは。また、これを実施する際の問題も多々あるように思う、全国公平な基準と実施に向けた手続き、費用対効果も大切にコスト計算が十分になされているかがわからない。加入者に説明がつくのか。</p>	学識経験者
	<p>後発医薬品の使用割合は医療機関が握っている。これを支部の取り組みとして挙げていいのか。喫煙率等の方が適しているのではないかと。</p>	学識経験者
後期高齢者支援金の加算・減算の方法	<p>支部がそれぞれ努力しているメリットを出しやすくするために4案が良いのではないかと。何らかの競争、差をつけるのはいいこと。機能するように考えてほしい。</p>	事業主代表
	<p>本制度の狙いは予防・健康づくり等に取り組む保険者を推奨しようとするものであり、最初から保険料率に反映させ差をつけることを狙ったものではないと思う。その事実が協会けんぽとしての後期高齢者に対する支援金は変わらず支部間におけるゼロサムである。頑張ったところは報われる、そうでないところはペナルティーを与える。まさしく自由競争の中で思想的には理解できても、社会保険制度の仕組みの中で他の方法がありはしないかと。ましてや健診等が必ずしも生涯医療費の削減につながるといった確たる根拠がないといわれている中、減算されるのは良しとしても加算される立場には社会保険としての保険料設定に法的説明がつくのか疑問にも思う。一層のこと国民健康保険と同様（協会けんぽの場合は準備金の一部を財源として活用～法的裏付けは必要）「保険者努力支援制度」に類似する制度で努力した支部を奨励する方が健全ではないだろうか。</p>	支部長意見
その他	<p>運用面で実務的に成り立つのか。公平公正かつ簡易な方法で運用できるのか。メタボリックシンドローム該当者などは正確に把握できるのか。医療機関における受診率の正確な把握はできるのか。詰め方難しいのでは。全国一律の基準が大事。コストがかかる方法はよくない。</p>	学識経験者
	<p>上記記載する支部長意見の殆どに関係し、問題化するべきことは加入者・事業主の当事者意識の醸成である。支部職員の行動のすべてが予防・健康づくりに係るお役立ち競争にあることは当たり前のこととして、支部職員の取り組む姿勢と加入者・事業主の意識が同一であるかという永遠の課題である。熊本支部事業主意見のように健康づくりに努力している加入者・事業主間々々に対するインセンティブ問題が出てくることも必至だろう。制度実践に当たっては、本機会を持って当事者意識を醸成させる良い切っ掛けともなるが、加入者・事業主からの問題指摘に対する対応も準備しておく必要がある、すなわち覚悟がいる。</p>	支部長意見

---

## その他（報告）

### （１）．ヘルスター健康宣言事業の 進捗状況について

# (1) - 1. 『ヘルスター健康宣言事業』進捗状況



●平成29年6月15日に西日本シティ銀行と全国健康保険協会熊本支部とで『中小企業の健康増進への取組みに向けた相互連携協定』をヘルスター健康宣言のインセンティブの創設を目的として締結予定。

●平成29年6月23日に熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会及び全国健康保険協会熊本支部とで『健康経営の普及・推進に向けた協力連携に関する協定』を締結予定。



## (1) - 2. 「健康経営の普及・推進に向けた協力連携に関する協定」

日時：平成29年6月23日（金） 午後3時～

会場：熊本市国際交流会館 3階 国際会議室

1 開会

2 来賓・出席者紹介

3 協定の趣旨説明

4 協定書の署名

5 写真撮影

6 挨拶

熊本県商工会議所連合会 会長

熊本県商工会連合会 会長

熊本県中小企業団体中央会 会長

全国健康保険協会熊本支部 支部長

7 来賓祝辞

熊本県健康福祉部健康局 局長

8 閉会

### <今後の予定>

①ヘルスター健康宣言の事業概要、調印式の模様を広報紙として作成予定。

《12,000部》

②H29年7月初旬のヘルスター健康宣言勸奨時に広報紙を同封するほか、各関係団体に展開し、加入事業所に向けた『オール熊本』による健康経営の普及・推進を図る。

### <今後の課題>

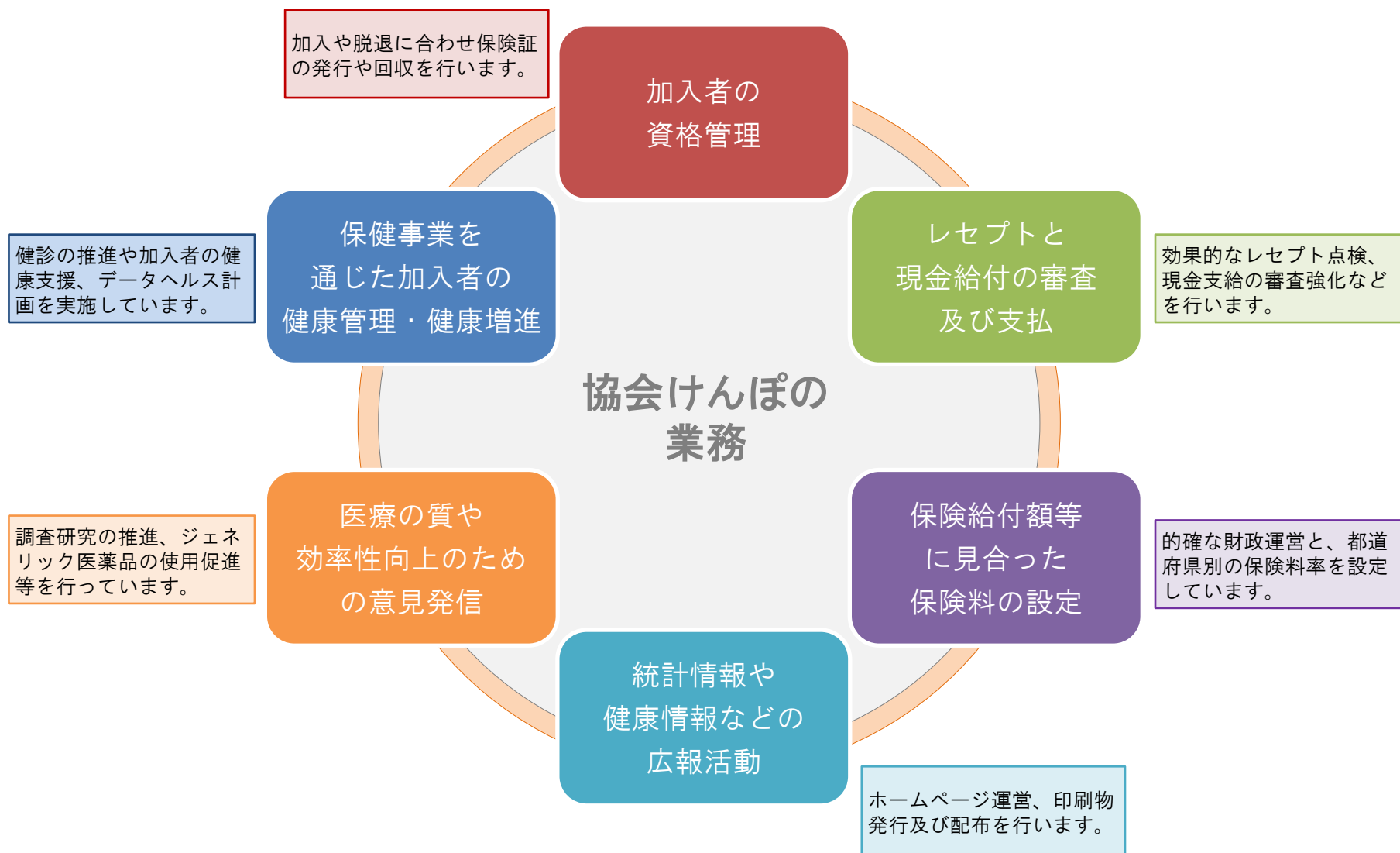
健康経営の定着を目指し、健康宣言事業所への具体的なフォローアップが必要となってくる。

---

## その他（報告）

### （２）． 協会けんぽ熊本支部の業務について

## (2) - 1. 協会けんぽの業務 ~加入者・事業主の利益と健康増進を目指します~



## (2) - 2. 協会けんぽ熊本支部各グループの業務について

グループ	業務内容
企画総務	事業計画の策定をはじめ、保険運営の企画、広報、データ収集に基づく医療費分析、組織の運営、人材育成、経費削減の推進など
保健	生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導、健診・保健指導に関する企画調整、健康づくり事業など
業務	健康保険給付申請の相談や審査支払、健康保険証の発行、退職後の任意継続健康保険、熊本地震に係る免除・還付対応など
レセプト	診療報酬明細書（レセプト）の資格点検・外傷点検・内容点検、医療費情報のお知らせ、第三者行為に係る求償、債権管理など

## (2) - 3. 協会けんぽ熊本支部各グループの業務説明スケジュール

グループ	5月 評議会	7月 評議会	10月 評議会	12月 評議会	1月 評議会	3月 評議会
企画総務	○				○	
保健		○				○
業務			○			
レセプト				○		

## (2) - 4. 企画総務グループの広報戦略

### <平成29年度協会けんぽの広報方針>

- ①協会の取組をタイムリーに加入者・事業主の皆さまにお伝えするため、ホームページやメールマガジンなどIT広報ツールを更に活用する。
- ②加入者・事業主の皆さまのご理解を得るため、納入告知書同封チラシを活用し、きめ細やかな情報提供を推進する。

### <企画総務グループの広報戦略>

- ①広報対象者の拡大
  - ・健康保険委員の新規登録者数を伸ばす
  - ・メールマガジンの新規登録者数を伸ばす
  - ・ホームページアクセス件数を伸ばす
- ②きめ細やかな情報提供
  - ・納入告知書同封チラシなど加入者・事業主の皆さまへ情報が確実に渡るよう、事業所に対して情報の回覧や掲示を呼びかける
  - ・魅力あるホームページやメールマガジンの作成を行う
  - ・社会保険事務説明会（6月）、健康保険委員実務研修会（9月）などできめ細やかな情報提供を推進する
- ③マスメディア等との連携
  - ・パブリシティ活動の強化として、協会けんぽ熊本支部の取り組みや業務における統計情報・健康情報を積極的にリリースする
  - ・保険料率の変更やヘルスター認定関係など、有料の広報についても効果的に実施する

## <ご参考>全国健康保険協会健康保険委員規程（抄）

（総則）

第1条 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第2条の2に規定する健康保険委員に関する委嘱の要件、職務など、必要な事項については、この規程に定めるところによる。

第2条 健康保険委員は、全国健康保険協会支部長（以下「支部長」という。）が委嘱する。

（委嘱の要件）

第3条 支部長は、次の各号に該当する者を健康保険委員として委嘱することができる。

- （1）都道府県内の全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌する適用事業所の被保険者であること
- （2）社会的信望があり、かつ、協会が管掌する健康保険事業の適正な運営について、熱意と識見を有する者であること

（職務）

第4条 健康保険委員は、協会と連携協力の下、次の各号の職務を行う。

- （1）協会が管掌する健康保険事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに協会が管掌する健康保険事業に関する事項につき被保険者からの相談に応じ、及び被保険者に対する助言その他の活動を行うこと
- （2）協会が管掌する健康保険事業の運営やサービスに関して、意見を述べること
- （3）前各号に掲げるもののほか、協会が管掌する健康保険事業の推進に必要な活動を行うこと

（情報提供等及び支援）

第6条 協会は、健康保険委員がその職務を適切に遂行できるようにするため、必要な情報や助言等の支援を行う。

（健康保険委員の表彰）

第7条 協会は、健康保険委員の功績がある者に対し、表彰を行う。

### 健康保険委員とは

事業所様と協会けんぽを結ぶパイプ役として、従業員の方へ健康保険事業の周知広報や相談対応などにご協力いただいております。健康保険法により、全国健康保険協会の定款に規定され、社会的にも認められた「健康保険サポーター」として、現在では全国で11万人以上の方が活躍しています。

## (2) - 5. 協会けんぽ熊本支部の広報媒体

媒体名	発行	対象	概要
納入告知書同封 チラシ	毎月	加入事業所	<p>&lt;発行部数&gt;約28,000部                      &lt;発行者&gt;協会けんぽ熊本支部                      &lt;規格&gt;A4両面H29.6月から2色刷り</p>
メールマガジン	毎月	登録者	<p>&lt;配信件数&gt;約2,800件                      &lt;発行者&gt;協会けんぽ熊本支部                      &lt;規格&gt;電子メール</p>
社会保険くまもと 掲載記事	隔月	会員事業所	<p>&lt;発行部数&gt;約12,000部                      &lt;発行者&gt;熊本県社会保険協会                      &lt;規格&gt;A3片面4色刷り</p>
スマイルけんぽ	四半期	健康保険委員	<p>&lt;発行部数&gt;約3,000部                      &lt;発行者&gt;協会けんぽ熊本支部                      &lt;規格&gt;A3両面2色刷り</p>



# (2) - 6. 平成29年度 協会けんぽ熊本支部 年間広報スケジュール

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納入告知書 同封チラシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診等の申込み</li> <li>・29年度被扶養者資格再確認業務の周知(※)</li> </ul> <p style="text-align: center;">済</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・29年度被扶養者資格再確認業務の周知</li> <li>・保健指導の案内(※)</li> <li>・マイナンバー記載時の注意点</li> <li>・住所変更届提出のお願い</li> </ul> <p style="text-align: center;">済</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・29年度被扶養者資格再確認業務の周知</li> <li>・特定保健指導利用者の血液検査等検査について</li> <li>・ヘルスター健康宣言、認定について</li> </ul> <p style="text-align: center;">済</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年8月からの高額療養費制度改正の周知</li> <li>・健康保険委員研修の案内</li> <li>・ヘルスター健康宣言、認定について</li> <li>・三団体との協定締結について</li> <li>・西日本シティ銀行との協定締結について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度事業報告及び決算の周知(※)</li> <li>・ジェネリック医薬品軽減額通知(1回目)の実施</li> <li>・協会けんぽフォロー開催の案内</li> <li>・届書・申請書作成支援サービスの案内(限度額適用認定証の利用促進案内と抱き合わせ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診直送に併せて住所変更届の提出依頼(※)</li> <li>◆郵送不能は事業所経由となる。住所変更の必要性高</li> <li>・セルフメディケーション税制(健診動員を兼ねる)</li> <li>・ヘルスター認定、宣言の案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者行為傷病届の提出</li> <li>・熊本地震にかかると一部負担金免除期間の延長または終了について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康経営について</li> <li>・住所変更届提出のお願い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導の案内(※)</li> <li>・健診の案内(※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品の軽減額通知(2回目)実施</li> <li>・30年度健診申込み、特定健診受診直送・情報提供サービス利用に関する事前案内(※)</li> <li>・ジェネリックセミナー開催の案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喪失後受診の防止</li> <li>・返還納の促進</li> <li>・資格取得者への特定疾病療養受領証・限度額適用認定証の申請の促進</li> <li>・任意継続の案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喪失後受診の防止</li> <li>・返還納の促進</li> <li>・任意取得手続き方法の周知</li> </ul>
メール マガジン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットプリントの案内(※)</li> <li>・患者申出療養(※)</li> <li>・被扶養者の健診データ提供依頼(※)</li> <li>・生活習慣病予防健診の申し込みの案内</li> <li>・マイナンバー記載時の注意点</li> <li>・住所変更届提出のお願い</li> </ul> <p style="text-align: center;">済</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震の運付について(早めの申請を)</li> <li>・29年度被扶養者資格再確認業務の周知</li> <li>・生活習慣病予防健診予約状況サービスのご案内</li> <li>・セルフメディケーション税制(健診動員を兼ねる)</li> </ul> <p style="text-align: center;">済</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供サービス利用促進</li> <li>・事業所データ取得の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書・申請書作成支援サービスの案内(限度額適用認定証の利用促進案内と抱き合わせ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品軽減額通知(1回目)の実施</li> <li>・協会けんぽフォロー開催の案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診直送に併せて住所変更届の提出依頼</li> <li>・熊本地震にかかると一部負担金免除期間の延長または終了について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セルフメディケーション税制(健診動員を兼ねる)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品の軽減額通知(2回目)実施</li> <li>・28年度健診申込み、特定健診受診直送・情報提供サービス利用に関する事前案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費通知</li> <li>・30年度保険料率の改定</li> <li>・セルフメディケーション税制(健診動員を兼ねる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喪失後受診の防止</li> <li>・返還納の促進</li> <li>・任意取得手続き方法の周知</li> </ul>	
社会保険 くまもと		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー記載時の注意点</li> <li>・患者申出療養制度について</li> <li>・禁煙外来について</li> <li>・かかりつけ医・かかりつけ薬局(※)</li> </ul> <p style="text-align: center;">済</p>										
スマイル けんぽ			<ul style="list-style-type: none"> <li>・29年度被扶養者資格再確認業務の周知</li> <li>・保健指導の案内</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書・申請書作成支援サービスの案内(申請書全般の案内)</li> </ul>						
ホーム ページ			<ul style="list-style-type: none"> <li>・三団体・西日本シティ銀行との協定締結について(協定締結後掲載)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルスター健康宣言(バナー変更)</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルスター17</li> <li>・健康保険委員</li> </ul>			
ニュース リリース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【無料】県内協会けんぽ ジェネリック7割突破 2017/04/03 掲載 熊本日日新聞社</li> </ul> <p style="text-align: center;">済</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・【無料】三団体・西日本シティ銀行との協定締結について(6月頭掲載)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【無料】ヘルスター健康宣言</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・【無料】免除、延長または終了について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【有料】ヘルスター認定2017</li> <li>・【無料】免除、延長または終了について</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・【有料】ヘルスター認定2017</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【有料】ヘルスター認定2017</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【有料・無料】保険料率の変更</li> </ul>	

☆現時点で追加予定の広報項目

《広報時期未定》

- ・傷手・出手の申請時の注意点(随時)
- ・健康経営セミナー、県とアクサ生命と共同実施
- ・支部間インセンティブについて
- ・傷病手当金と年金との調整
- ・柔道整復施術受診についての正しい知識

※制度改正に係る広報については、本部より別途連絡あり

**平成29年度の重点事項**

○事業主・加入者の皆様へ

**インセンティブ制度**

**を積極的に周知・広報**

○メディアへの情報発信・

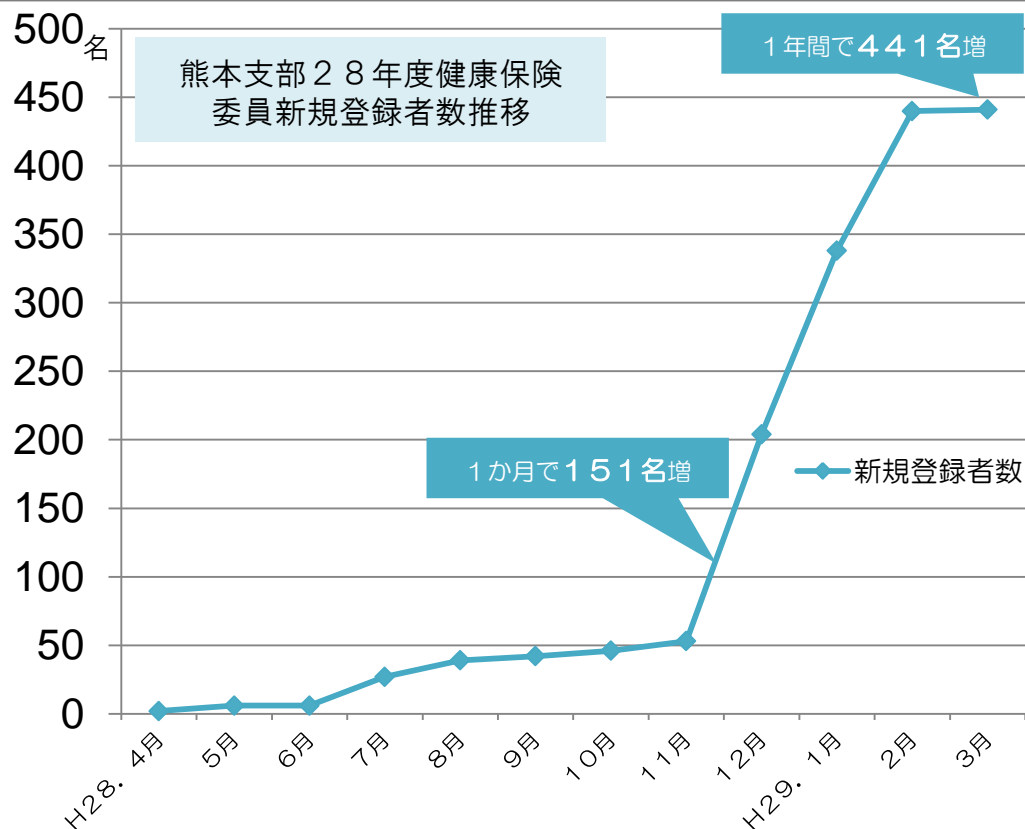
**パブリシティの強化**

## (2) - 7. 熊本支部 28年度健康保険委員新規登録者数推移

### 【協会けんぽ全体で『被保険者カバー率※』の向上を目標】

※支部加入被保険者に対する健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数割合

- 熊本支部でもこの『被保険者カバー率』を伸ばす取組を平成29年度以降も継続的に実施
- 平成28年度の熊本支部における被保険者カバー率は43.0% (H28. 12月末時点)



#### 《主な取り組み》

- 社会保険事務講習会で勸奨チラシ配付
- 新規適用事業所へ勸奨
- ヘルスター認定事業所へ勸奨
- 納入告知書同封チラシへ案内掲載
- 勸奨チラシ見直し (11月)
- 被保険者100名未満事業所へ文書勸奨のち、電話勸奨を実施 (12月以降)



H28. 10月まではひと月平均7件の新規登録数だったが、H28. 11月に勸奨チラシを見直し、H28. 12月から電話勸奨も実施したことが功を奏し、新規登録者数が大幅に増加。

H28. 12月：151名

H29. 1月：134名

2月：102名

3月：1名 (勸奨未実施)

※総委嘱者数 2,753名  
(H29. 3月末時点)

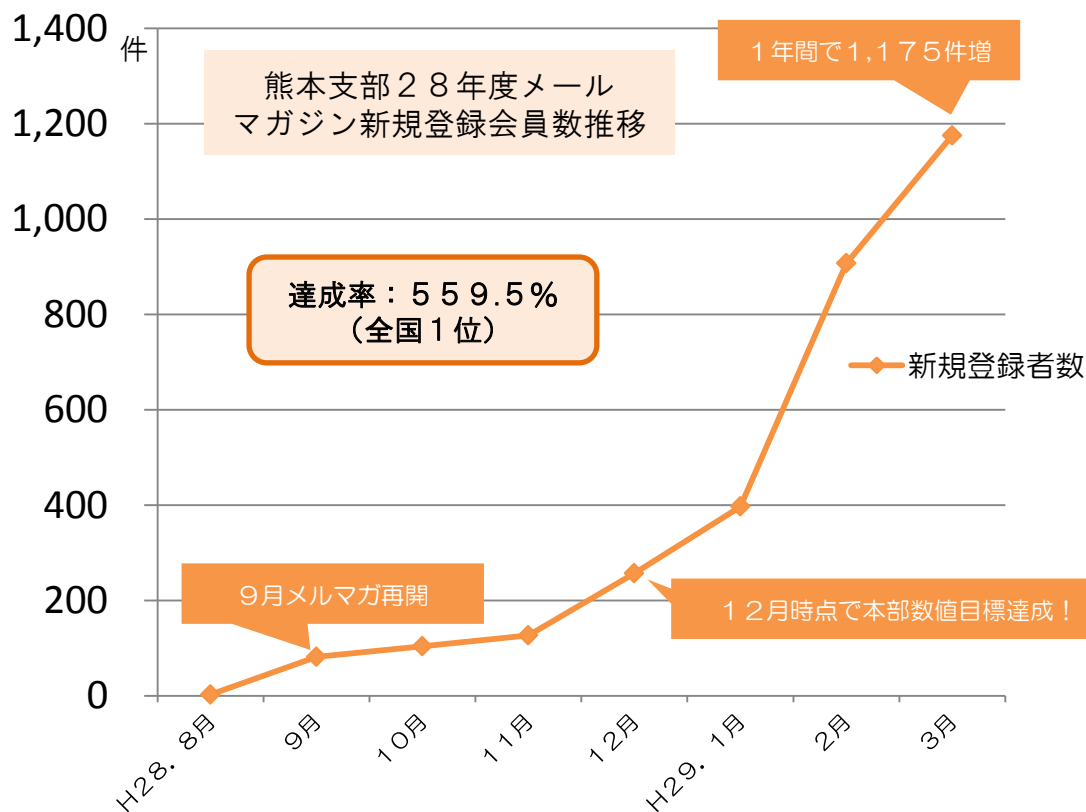
## (2) - 8. 熊本支部28年度メールマガジン新規登録会員数推移

【協会けんぽ全体で新規登録者数13,000件を目標】 → 達成

- 28年9月よりメールマガジン配信再開
- 熊本支部の目標件数は3月末までに210件



目標値を大きく上回り  
**1,175件**を達成！！



### 《主な取り組み》

- 平成29年9月20日メルマガ再開
- メルマガチラシの作成
- メルマガチラシを熊本地震にかかる一部負担金免除証明書送付時に同封
- 新しく期限を延ばした免除証明書送付時に同封 (平成29年2月)**
- 健康保険委員勧奨の際にチラシ同封
- ヘルスター健康宣言エントリーシートへのメルマガ申込みを組込み
- 新聞掲載時にメルマガ案内掲載 など

登録者属性	H29. 3月末時点
健康保険委員	918件
一般被保険者	1,003件
任継被保険者	47件
被扶養者	134件
事業主	328件
その他	179件
<b>登録者数計</b>	<b>2,609件</b>

## (2) - 9. 協会けんぽ熊本支部の総務・財務業務

業務名	概要
組織の運営	支部事業計画の策定・進捗管理、 コンプライアンス・個人情報保護等の徹底、 事務処理誤りの発生防止
人材育成	OJT研修の実施、本部・支部集合研修の実施
予算・実績管理	支部予算実施計画等の策定・執行 支部予算（特別計上に係る経費等）の策定・執行
経費削減の推進	業務改善によるコスト削減（外部委託含む）

---

## その他（報告）

### （３）．平成29年度運営委員会の主な議題・ スケジュール(案)

